

公立大学法人県立広島大学の重要な財産を定める条例及び公立大学法人県立広島大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第八号

公立大学法人県立広島大学の重要な財産を定める条例及び公立大学法人県立

広島大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例の一部を改正する

#### 条例

(公立大学法人県立広島大学の重要な財産を定める条例の一部改正)

第一条 公立大学法人県立広島大学の重要な財産を定める条例(平成十八年広島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
広島県公立大学法人の重要な財産を定める条例	公立大学法人県立広島大学の重要な財産を定める条例
<p>(趣旨) 第一条 この条例は、広島県公立大学法人に係る地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号。以下「法」という。)第六条第四項の重要な財産であつて条例で定めるもの及び第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第一条 この条例は、公立大学法人県立広島大学に係る地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号。以下「法」という。)第六条第四項の重要な財産であつて条例で定めるもの及び第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定めるものとする。</p>

(公立大学法人県立広島大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例の一部改正)

第二条 公立大学法人県立広島大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例(令和二年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
広島県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例 例	公立大学法人県立広島大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例
<p>(趣旨) 第一条 この条例は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号。以下「法」という。)第十九条の二第四項の規定に基づき、広島県公立大学法人(以下「法人」という。)の</p>	<p>(趣旨) 第一条 この条例は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号。以下「法」という。)第十九条の二第四項の規定に基づき、公立大学法人県立広島大学(以下「法人」という。</p>

役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の法人に対する損害を賠償する責任の一部免除に關し必要な事項を定めるものとする。

（の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の法人に対する損害を賠償する責任の一部免除に關し必要な事項を定めるものとする。

## 附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。